

令和6年能登半島地震における医療機関等での一部負担金免除について

令和6年能登半島地震による災害の被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方やそのご家族に、心よりお悔やみ申し上げます。

全国健康保険協会船員保険部では、令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けられた加入者の皆様につきまして、令和6年1月1日～**令和6年9月30日**診療において、医療機関窓口での一部負担金等の支払いの免除を行っております。**※免除期間が延長になりました**

免除の対象となる方(以下の1と2の両方に該当する方)

1. 令和6年1月1日に令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有していた健康保険法または船員保険法による全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者(災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)

2. 令和6年能登半島地震を原因として、下記のいずれかに該当する旨、医療機関の窓口で申し立てを行った方

- 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- 主たる生計維持者の行方が不明である方
- 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

内閣府ホームページ



※令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村はこちら→

※後日、当協会から医療機関等の窓口における申し立て内容の確認を行う場合があります。

受診・利用の流れ

医療機関等の窓口で、対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担について、支払いが不要となります。

免除対象期間

令和6年1月1日から**令和6年9月30日まで**の診療、調剤及び訪問看護

すでに窓口でのお支払いが済んでいる方

一部負担金免除の対象となる方が、既に病院や薬局の窓口で一部負担金の還付申請書はこちら
お支払いをされている場合は、お支払いいただいた一部負担金の還付を行って
おります。

※還付の対象となるのは一部負担金、訪問看護療養費にかかる一部負担金
相当額です。差額ベッド代など、保険の対象外となる費用は還付の対象となりません。
なお、入院時の食事、居住費や柔道整復療養費、あんま・マッサージ、はり灸療養費に
ついては還付の対象となりません。



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14 階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前8時30分から午後5時15分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ
「うみがめ〜る」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます!

